

## 令和5年度 第4回恵庭市廃棄物減量等推進審議会(議事録)

日 時:令和5年 11月 15日(水)10:00~12:15

場 所:恵庭市民会館2階 視聴覚室

出席者:14名 【会 長】村井 公裕 【副会長】茶園 利紀  
【委 員】安藤 隆善・音島 純子・佐藤 加奈子・佐山 美恵子・島田 雅之・清水 理達・  
竹内 清・田中 和枝・中川 淳一・中山 勝歳・船田 清・宮内 光則

欠席者: 0名

事務局: 8名 横道 義孝(恵庭市副市長)・野村 孝治(生活環境部長)・  
依藤 寿志(生活環境部ゼロカーボン推進室長)・中山 真(廃棄物管理課長)・  
田中 徹(同主幹)・谷村 直宏(同主査)・水野 光代(同主査)・  
石丸 直稔(同主査)・牧野 有紘(同主任主事)

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶(副市長)

### 3. 新任委員挨拶

### 4. 議 事

#### (報告事項)

- ・令和7年度からのごみ処理手数料等に係るパブリックコメントについて
- ・焼却施設長期包括的管理運営事業の事業者選定結果について
- ・有料指定ごみ袋の素材等の変更について

#### (協議事項)

- ・諮問事項の審議について
  - ・恵庭市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
  - ・ごみ処理手数料の見直しについて
  - ・し尿処理手数料の見直しについて

### 5. その他

### 6. 閉 会

## ～議事要旨～

### (1)令和7年度からのごみ処理手数料等に係るパブリックコメントについて

～事務局より説明～

(資料1)「令和7年度からのごみ処理手数料等」のパブリックコメントの意見募集結果及び意見に対する市の考え方について

(意見・質疑無し)

### (2) 焼却施設長期包括的管理運営事業の事業者選定結果について

～事務局より説明～

(資料2-1) 焼却施設長期包括的管理運営事業の事業者選定結果について

(資料2-2) 焼却施設長期包括的管理運営事業審査講評

A 委員： 一点だけ確認をしたいと思います。地域振興の部分です。地域住民への配慮ということで、まずこの範囲がどのくらいまでの範囲なのか聞きたいと思います。また、情報発信を積極的にというのは具体的にどういった形でしょうか。今までも何度か事故等があった近隣住民の不安な思いがあったと聞いており、そういった際の住民への発信はどうなっているのかなと気になりました。また、特に焼却施設が稼働してから近隣住民からの苦情や困り感について市はどのように認識しているのかお聞きしたいと思います。

事務局： はい、只今のご質問にありました地域振興について、『地域住民』の範囲や情報発信の具体策についてのご質問かと思えます。審査講評の10ページに今回の審査の講評がございます。7ページの表の7番が地域振興となっております。まず地域住民の範囲ということでございますが、『どの地域まで』ということで絞っているわけではなく、恵庭市全体を地域として捉えた提案を受けたという形です。具体的には、例えば地元人材を活用ということで、『市内に住んでいる方をどのくらい雇用する予定があるか』や、『市内からの資材調達について』どの程度やっていくか、といったことを提案いただいております。情報発信につきましては、施設の安全管理や施設の状況を広く公表したいということで、それは現在も行ってありますが、まずは排ガスの基準値等が運転状況として守られているかどうか、そういったものをリアルタイムに出すものについては引き続き行っていくとともに、施設の混み具合等もある程度わかるような発信をしていくといったご提案を受けたところでございます。最後のご質問について、近隣の方々からの苦情だとか困り感に対する市の捉え方ということでございますが、施設運営について、委託先にも住民対応は求めておりますが、基本的には市の方で住民対応するというところでございますので、当然市民の方との何か困ることがあれば施設を通じて市が対応するというところは今と変わらない部分かと思えますが、定期的実施している周辺町内会との連絡会議で施設の運営状況等をご説明をしております

ので、今後については運営委託先にも連絡会議に入ってもらって地元からのご意見については直接聞いていただき、今後の運営に活かしていくといった考えでございます。

A 委員：具体的にどういった声が届いてますでしょうか。

事務局：直接的に焼却施設に関する声というのは、周辺の方からは来ていないところでございますが、一連の事業の中で民営で行っているバイオマスの発電所が焼却施設に隣接しており、そちらの機械音について一部近隣の方から『もう少し音を低減出来ないか』というようなご意見を頂いております。

A 委員：要望として、『万が一の事故があったときの不安感』や『どういう風に知らせてもらえるのか』等が、地域の方に伝わってない部分があるのかなと思います。また、機械音に対するご意見に関して、今後の対応について何かありましたらお聞きしたいのですが。

事務局：まず、連絡体制に関して、以前運営を開始した際に事故があったことで、運営体制についてはマニュアルを整理し、地元町内会の方にお示しをしながら、日々更新しているところと、災害に対する訓練を毎年行っておりますので、そちらについては引き続き実施していきたいと考えております。機械音への対応についてですが、私どもで認識しておりますのは焼却施設からではなく、バイオマス発電所の機械音について、24時間発電機が動いているということで、なかなか夜間についてもその音が気になるという方がいらっしゃると思います。音の低減については、直接は発電所を運営している民間事業者と、水道部で協議しておりますが、私どもも一緒に低減に向けて情報共有を図っているところです。

A 委員：毎日の生活のことであり、そういったストレスを抱えて生活をされているということもお聞きしておりますのでなんとか少しでも早く解決できる方向でお願いしたいです。

### (3) 有料指定ごみ袋の素材等の変更について

～事務局より説明～

#### (資料3) 令和6年度製造の有料指定ごみ袋等の変更内容について

B 委員：差し替えになる前の資料と見比べたのですが、前の資料には最後の下の方の欄に経費の比較というのがあって、『バイオマスが10%と25%ではこれだけの費用がかかりますよ』ということが記載されているのですが、こちらについては既に決定されたという認識でよろしいでしょうか。私は安い方のバイオマス含有の方に決定したのかという風に思ったのですが、もう決定された事項ということでしょうか。

事務局：差し替え前の資料には、経費計画ということでバイオマスプラスチック10%含有した際の経費、25%含有した際の経費の増額分の金額をお示しさせていただきましたが、こちらに

については、含有量をどうするかということも含め、現在検討中でございます。ですので、決定事項ではございません。当然 25%にすると CO<sub>2</sub>削減に寄与するものとなりますが、ただ一方で金額は増えるということなので、費用対効果を含めて検討している最中でございます。金額面についても、製袋会社それから製袋メーカーと現在調整中でして、変更点や調整中の事項もありますので、今回差し替えさせていただいたという状況です。

B 委員：ありがとうございました。バイオマスプラスチックの袋について、これは燃やしてしまうから問題ないのかもしれないのですが、この袋をリサイクルすることは難しいのでしょうか。含有量が違うのでリサイクルには向かないというお話を以前聞いたことがあり、こういった変更については市民にお知らせをいただければいいかなと思います。

事務局：バイオマスプラスチック素材の袋のリサイクルについてですが、ごみは袋に入れたまま焼却処理を行っております。処理上、ごみ袋のみを除袋することは難しく、袋ごと焼却処理を行っております。そこで、ゼロカーボンに資する木質系素材を入れることによって CO<sub>2</sub>削減を図るというような趣旨で考えております。

事務局：補足ですが、燃やせるごみについては現在市の収集では、パッカー車でごみピットに投入しておりますので、それをごみ(中身)とごみ袋に分けるという話にはやはりならないものでございます。リサイクルセンターの方で処理をしている資源物については、袋に入れて排出いただいているものは除袋し、再資源化を図っているといった状況でございます。また、経費の部分について、今回削除させていただきましたが、やはり現在の円安の影響ですとか様々な物価上昇の影響の中で変動していくものですから、今回経費については削除させていただいているという状況です。

B 委員：よくわかりました。ただこのバイオマスプラスチックと普通のプラスチックが違うという事を市としてお知らせしないと、皆さんなんとなく、資源の方にごみ袋が混じっているようなことも書いてあった気がするので、そういった部分もお知らせをいただければなというところです。

#### (4) 諮問事項の審議について

恵庭市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

(資料4) 恵庭市一般廃棄物処理基本計画(改訂案)

～事務局より説明～

会長：ありがとうございます。只今の説明に対してご質問・ご意見等がありますか。

C 委員：今回の基本計画の見直しで大きいのは、只今説明いただいた食品ロス削減の関係という事で、この基本計画の 2 ページに計画の位置付けを掲載しておりますけれども、右下の『恵

庭市一般廃棄物処理基本計画』の部分、『ごみ処理基本計画』と『生活排水処理基本計画』の間に今回追加された『食品ロス削減推進計画』が個別計画として位置付けられるべきではないのかなと思います。また、推進計画に則ってどう実行推進をしていくのかというところの実施計画について、市としてはどのように考えているのかお伺いします。体系図でも同じように恵庭市一般廃棄物処理実施計画の中に『ごみ処理の実施計画』、或いは『生活排水処理実施計画』と記載されてありますので、この度の食品ロスの関係の実施計画についても掲載する、また実施計画をいつ作るのかということもお示しをいただきたいなと思います。食品ロスについては、只今説明があったように国際的な課題であり、2030年までに6.5%削減をするということとなっております。最終的な目標として6.5%削減することは分かりましたが、ごみ量のところにあるような中間目標等、もう少し細かな目標設定というものはあるのか、またそれに向けたアクションプログラムはどうなっているのかということについても確認をしたいなと思います。市内には様々な団体が活動されていて、子供に対する生活支援ですとか、或いは学習支援。いろんなことをフードロスの問題と連動してやっておりますけども、先ほど言っているように、どのように実践をしていくかというところは極めて大切なところだと思います。繰り返しとなりますが、実施計画をいつ、どのように作って、どのようにやっていくのかという部分についてお伺いします。また、食育に関する事業も、関係団体との推進協議会を作りながら進めておりますけれども、まさに基本理念に書いてありますように市民、或いは事業者さらには関係団体、行政こういった様々な機関が連携協力をしながら2030年までに6.5%削減という目標に繋げるということが極めて大事なのかなと思っておりますので、ぜひそういった視点でよろしくお願ひしたいなと思います。

会 長：事務局から回答をお願いします。

事 務 局：まず一点目、食品ロスの削減計画を体系図に関する部分ですが、ご指摘のとおりですので、掲載していきたいと考えております。続いて実施計画ですけれども、実行していく上で非常に大切であるという趣旨かと思いますが、一般廃棄物処理実施計画につきましては毎年告示しておりますので、その中でごみ処理を実施している状況でございますので、現在パブリックコメントを実施しておりますけれども、そこでのご意見がまとまり次第、次年度以降に一般廃棄物実施計画の中に食品ロス推進実施計画について触れていきたいと考えております。

D 委 員：今回は計画改訂についての意見ということで、私の考えですが、前回諮問があり内容を見させていただきましたが、今回につきましては前回諮問された内容が大筋に反映されるということではないかなと思っています。特に、前回で議論があった手数料算定の基礎となるごみ処理量の数値が、計画策定時からより実態に合わせた内容に変更されているという部分を考えますと、今回の変更につきましては、よく反映されているかと思っています。C 委員から食品ロスの関係等いろいろとあったかと思いますが、そういった部分も含めて今後

検討されていくと思いますので、今回の変更はこれでよろしいのではないかと私は思っております。

B 委員： 素朴な疑問ですが、36 ページ中段の『事業系一般廃棄物の分別資源化』部分の『取組事項』に『選定枝は堆肥化施設への搬入指導』という言葉がありますが、この堆肥化施設はどこにあるのでしょうか。

事務局： 剪定枝については市内に民間事業者がありますので、そちらの方への搬入を誘導して再資源化を図っております。

B 委員： ありがとうございます。もう一つ疑問に思った部分ですが、51 ページの新旧を比較した際の下の方のリサイクルセンターのごみ処理量の見通しについてお聞きします。当初策定時の数値ではやや減少していく見通しとなっています。今回の改訂案を見ると増加傾向に変更されていますが、増加する見通しとなった根拠についてお伺いします。

事務局： リサイクルセンターのごみ処理量について、リサイクルセンターのプラ容器包装の施設に故障があった関係で令和4年度の処理量が減っているといった状況でございます。令和7年度について、当初策定計画と比べて量が増えている部分については、現在事業系びんについて受け入れを行っている関係からその分が増えているといった状況でございます。

B 委員： ありがとうございます。もう一点お聞きします。リサイクルセンターは老朽化していて、建物の構造等を見直す時期だということになっておりますが、新たな施設では就労支援を行い、障害をお持ちの方にそこで働いていただくということで計画されているかと思えます。現在の施設的环境として、夏は暑く、冬は寒いということで、過酷な環境だと思うので、そういったところも加味して働きやすい施設にしていきたいなということを要望いたします。

事務局： ありがとうございます。リサイクルセンターの整備に関する事項については 53 ページに記載しておりまして、効率的な運営も含め、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

会長： 他にございませんか。なければ基本計画については体系図の部分を一部修正し、その他全体的にはいいかと思えます。それでは次の事項に入ります。協議事項1『諮問事項の審議』の『ごみ処理手数料の見通しについて』、こちらは前回示された諮問書に記載されている算定を見ながら審議いただきたいと思えます。まずは事務局から説明をお願いします。

## ごみ処理手数料の見直しについて

- 事務局：ごみ手数料の見直しにつきまして、今回新たな資料は用意しておりませんので会長から今お話がありましたとおり、前回お出ししました諮問書と、先ほどご報告いたしましたパブリックコメントの資料などに基づきましてご議論をいただきたいなと思います。
- 会長：ご意見色々あるかと思しますので、本日出席されている委員の皆さまのご意見をお一人ずつお聞きしたいと思しますので、順番にご意見願いたいと思します。E委員から時計回りをお願いいたします。
- E委員：前回の料金改定について、令和2年から令和6年度のごみ処理手数料の算定においては、焼却施設の稼働前ということもあり、長年の恵庭市の懸案事項であった中間処理施設である焼却施設に係る建設費や運営費のほか、ごみ処理体系の構築が図られることに伴う分別の変更などの様々な要因を加味し、ごみ処理量や処理経費について推計に推計を重ねて算定されたものと伺っております。一方でこの間、新型コロナウイルス等を起因とする社会生活における行動制限や事業活動の停滞、或いは人権費や燃料費のほか様々な物価高騰といった、当時とは想定を超える社会情勢の変化が起きており、ごみ処理量や処理経費は前回のごみ処理手数料の算定時とは大きく乖離した状況であると認識してございます。こういった状況を鑑み、令和7年度からのごみ処理手数料の考え方について、これまでのインシヤル・ランニングコストを含めた処理経費をベースとして家庭ごみ・事業系ごみのごみ量でそれぞれ按分し手数料を求めてきたところでありますが、これまでの考え方を踏襲した形でのごみ処理手数料では、各主体の負担が大きくなりすぎることが懸念されます。令和7年度からのごみ処理手数料の考え方として、これまでどおり各主体への負担割合は変更しないものの算定経費からインシヤルコストを除きランニングコストのみを算定経費とするといった考え方は、各主体の負担が一定程度軽減されるものであると考えられ、令和7年度からのごみ処理手数料の設定の考え方は、市民の受容度といった観点やこれまでの恵庭市が行ってきた政策的に中小企業を支援するといった考え方に沿うものであると考えられ、評価できるものと考えます。手数料設定方法は評価できますが、一方で事業系一般廃棄物での負担軽減措置は必要ではないかと思します。以上でございます。
- 会長：手数料を設定する方法と事業系一般廃棄物の手数料についてご意見受けたいと思します。まずは手数料の設定方法に対する評価についてご意見を伺います。続いてF委員お願いいたします。
- F委員：手数料の算定につきましてはE委員の仰るとおり、インシヤルコストと管理費用を除いたことは配慮いただいているのかなと思します。私が金融機関に勤めておりますので、その立場から申し上げますと、コロナが明けて、今まで据え置いていたコロナ融資の返済が始まるので、今回の諮問でいくと3割程度の手数料の値上がりになるものですから、できれば

事業系の一般廃棄物の生ごみとか可燃・不燃の負担軽減措置について踏み込んだ検討をいただけないかなと思っております。

- D 委員：会長からありました手数料の設定手法の評価ということで、私の考えはインシャルコストとランニングコストとの考え方ということになりますが、インシャルコストを算定経費から除くといった考え方につきましては、市民や事業所の負担が軽減されるといった効果から評価できるものと考えております。また一方で、ごみ手処理手数料の算定の中ではフルコストでの手数料がどれくらいなのかといったこともこの内容の中には示されておりまして、そのうちのランニングコストのみを算定経費するといったことでわかりやすく整理されたものと考えられ、これは評価できると思ってしております。それからインシャルコストを算定経費から除外すると、この部分につきましては税負担になると考えられますが市民・事業者など恵庭市全体を構成する各主体はそもそも皆さま税負担をしているという部分から考えますと、ごみ処理手数料に求める経費から除外しても問題ないと考えております。また、ごみ処理施設につきましては、10年や20年、場合によってはそれ以上の長期にわたって運営されていくものであると思ってしております。現在その便益を享受している方も、将来に享受される方もそれぞれが負担するというので、世代間で公平に負担していくというべきものであると考えます。インシャルコストを税負担としてごみ処理手数料の算定経費から除外することについては、妥当性があると考えます。言い換えれば、ごみを多く出す人がより多く手数料を支払うのと同じように、将来に便益を受ける方も負担していくという考え方については合理性があるのではないかと私は考えております。長くなり申し訳ございませんが以上です。
- G 委員：前回の諮問の際にも、この手数料の算定手法の考え方については発言をさせていただきましたが、前回同様にこの手数料算定手法において、インシャルコストや管理経費を税負担とし、ランニングコストにあたる中間処理費や最終処分費を受益者に求めるという考え方については評価できると思ってしております。
- H 委員：只今皆さまがお話しされておりましたように、前回の諮問の際にインシャルコストと人件費などの管理費を税負担で行うということの宣言がされておりますので、上がるばかりではないというところのメリットとしてはよろしいのではないかと考えております。多分この後になるかと思いますが、事業系のごみ処理手数料の部分が最近の議論になっておりますので、この後の審議の中で私なりの考えを述べさせていただきたいと思っております。
- I 委員：只今各委員の皆さまからインシャルコストとランニングコストについてご意見がございましたが、最近の情勢を見ますと、我々のような事業者にとって物価高の影響は非常に大変で、それをどのように商品に転嫁していくかということで悩んでおります。基本的には各委員が仰ったとおり、見直しについてはインシャルコスト・ランニングコストの整理、また一部を税負担としていただくということで、そのようになればいいなと考えております。



- J 委員：事業をしている方にとってはやはり負担になる部分は出てくるのかもしれませんが、税負担していただいている部分もあるということで、いいと思います。
- A 委員：今までの経緯や、市からの説明等、本当に難しくてうまく伝えられない部分もありますが、今日のこともまたしっかりと周りに伝えていきたいと思うのですが、皆さまの意見のとおり、市の考え方については評価をしたいと思っております。
- K 委員：パブリックコメントにおいて、事業者からの値上げに対する反対意見も拝見しましたが、やはり事業者側も大変である事情は分かりますが、このような状態の中で、やはり手数料を上げたうえで、事業者の方もごみを削減する対策等を講じつつ、乗り越えていただきたいなと思います。なので、やはりこの状態ですと事業系の手数料については上げていただく方がよろしいのではないかと思います。
- L 委員：多くを税負担としていただいているということは非常に理解しているんですが、事業者の方々の負担が増えるということはどうしても抵抗があるというか、可能な限りランニングコストについてもある程度の税負担をしていただいて負担をなるべく軽減していただきたいというのが私の意見です。
- B 委員：1/3 と 2/3 の負担というのは概ね私は理解できるかなと思っております。今日お話聞いている、私の中でも整理してきたことがありまして、インシャルコストとランニングコストってそういうことなのか、と素人なので分からなかったのですが、手数料として扱われているようなごみ袋の製造費用はランニングコストの中に入っていないということは理解できているのですが、事業者の方にとっては値上がりの幅も大きいのかなと思っておりますが、恵庭市は割と事業者の方に優しく税負担を求めている市というお話を聞いておりますので、先ほどもお話がありましたが、手数料が上がる分、できるだけごみを出さないような努力を市民と一緒にしていかなければ減っていかないのかなと思っております。私は草木類を燃やせるごみとして出すのはおかしいと思っているので公募したのですけれど、相変わらず秋のごみ拾いを見ていると、燃やせるごみで畑から出た野菜屑とかそういったものを何袋も出しています。なかなか意識が変わらないなということも思っております。恵庭市からごみを減らし大作戦という啓発紙の中で、ボランティア袋の事も書いてもらっておりますので、そういうことが少しでも認識として深まっていけばいいのになと思いつつ、近所の方にはなかなか『これ燃やすんですよね、勿体ないですよ』と言えない中で、今回食品ロスのお話がありました。子どもたちのためだということもすごく大きいと思うんですよね。自分たちのことだけじゃなくて将来ことをやっぱり考えながらごみを減らしていくっていう方に進んでいけるといいなと思います。
- C 委員：手数料設定の基本的な考え方についてですけども、まずこの問題については様々な捉え

方や考え方がありますので、一概にこれだというものは恐らくないでしょう。しかしながらこれまでも用いてきた考え方を踏襲して計算した場合と、実態値を元に計算した場合の間に非常に大きな乖離が生じるということで、大変大きな負担というものが諮問の中で出されているということから、やはりこれまでの考え方を一定程度見直ししなければならないということが一つあると思います。そういった中で今回の算定にあたっては、算定の中から施設整備分に係る経費を除くということで、一定程度抑制を図ってくれていると思いますが、残念ながら我々事業者代表、地域総合経済団体である商工会議所の立場で言えば、全然負担軽減になってないというところであります。しかしながら、最終的には事業者がしっかりとこういった結果を受容して減量化、或いは減容化に向けてやっていかなければいけないというように思っています。また、昨年一年間、ごみ処理恵庭モデル検討会に私も参加をさせていただきましたが、その議論の中でも手数料の見直しにあたっては、これまでの負担割合、市民は 1/3、事業者は 2/3 や 3/3 という基本的な負担割合の考え方について廃止したらどうだ、というような議論、方向性もあったと思います。従いまして、いろんな考え方がありますがけれども、様々な今現在に置かれている経済情勢等々総合的に俯瞰的に判断をし、適切な設定をしながら、事業者にしっかりと理解納得してもらえるようなものをお願いしたいなと思います。

会 長： 私も委員として発言させていただきます。手数料算定手法についてはこれでいいかと思  
います。

副 会 長： 委員の皆さんの意見をお聞きしましたが、それぞれの立場があろうかと思  
います。ごみと除雪は永遠のテーマということで、なかなかこのテーマについては市民全体で考えな  
きゃいけないのかなと思います。市民もごみの出し方を考えなきゃいけないのかなという  
中で、市民の方からごみに対する意見や苦情を私もほぼ毎日のように受けています。ただ、  
中々それに対する名案がないところです。市民・事業者それぞれの立場の方も、一定程度税  
負担という手数料については相当な額と考えました。

会 長： 手数料設定手法の評価について、委員全員の意見をいただいたところですが、更に何か  
ご意見ございますか。

(発言無し)

会 長： 事務局はいかがでしょうか。

事 務 局： 皆さまご意見をいただきありがとうございます。まずは今回の処理手数料等の算定手法  
については、皆さまイニシャルコスト・管理費を除いて、それ以外の部分の経費を全体として  
手数料を考えていくといったことについては、概ねご理解をいただけたのかなと考えてお  
ります。副会長から仰っていただいたとおり、ごみと除雪というのは市政にとっても永遠の

課題という中で、ごみ処理をどうしていくかというところでは、やはり生活する中で、ごみは出る、出ていくものだと思います。手数料の算定手法については、各市町村異なりますし、ごみの分別自体も市町村それぞれではありますが、今回の本市の令和7年度からのごみ処理手数料に係る考え方について、ご理解をいただけたということで非常にありがたいなと考えております。B 委員のご意見の中で、ごみ袋の製造費についてございましたが、こちらは収集運搬費の中に算入しております。市民・事業者への意識啓発については永遠の課題というところではありますので、私どもで定期的に発行しているごみ減量大作戦や、直近ですと動画配信などを進めておりますので、様々な手法を講じて意識啓発に努めて参りたいと考えております。

会 長：既に意見述べられた方もいらっしゃいますが、事業系一般廃棄物の手数料について委員の皆さまの意見をお伺いします。

E 委 員：事業系の手数料については、一定の軽減措置というものがやはり必要ではないかと思えます。現在の手数料からいきなり3割上がってしまうということは、負担がやはり大きいのではないかと思えます。

F 委 員：先ほども申し上げましたが、私も3割増は負担が大きすぎると思えます。コロナ融資の据置が終了し、返済の負担が大きくなっているため、値下げを検討いただけるとありがたいと思えます。

D 委 員：基本的な負担割合はこれまでのとおり 1/3(家庭系)、2/3(事業系)、3/3(産廃)ということになると思えます。ただ、やはり根拠にもあるように、近隣市との均衡は必要だと思います。今後、多くの企業が恵庭市に進出してくる可能性も高い中で、やはりこういった部分も一つの要素になり得る可能性もあるということから考えますと、税負担との兼合いはありますが、今回の改定において負担軽減措置は必要だと私は思っております。

G 委 員：市内の農業者の声も一部反映させながら意見を述べさせていただきたいと思えます。農業も他の業種と同じように、各種の費用が高騰していて非常に厳しい状況です。なおかつ生産物については価格転嫁が非常に難しいということもありまして、経営が厳しくなっているような状況でございますので、そういったことを考えると今回の事業系の手数料増額というのは、影響がかなり大きいものだなと考えております。一方、私ども JA 道央は、全道は恵庭市のみならず近隣の北広島・千歳・江別の 4 市にまたがる広域農協ということでもあります。先ほどのパブリックコメントに対する市の考え方というところでちょっと気になったのですが、近隣の市町村に比べて『恵庭市の手数料が高いのではないか』というようなコメントに対して、『近隣市はごみの種類を統合しているところもあり、区分していない部分もあるので、一概に比較はできない』といった回答があったかと思えます。以前の審議会でご提供された、『ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言書』という資料を見させていただきますと、

隣の北広島市は恵庭市と同じように4種の区分をしております。可燃・不燃そして生ごみと資源物となっておりますので、北広島市との比較はできるのではないかなと個人的には思った次第です。尚且つ、今回の事業系手数料の改定という部分で一番大きなウェイトを占めるのが可燃の部分かなと個人的には思いました。北広島市の事業系可燃10キロ当たりの手数料は240円という事で、新しく出された案では恵庭市では280円ということでしたので、せめて北広島市程度に抑えることが出来ないのかなと個人的な見解として思っています。数字的な部分を述べさせていただきましたけれども、以上でございます。

H 委員：私どもも専門学校ですので、事業系のごみを排出しております。事業者の立場もよくご理解いただきたいというところではありますが、私がこの審議会に参加して最初に抱いた疑問が、『近隣市町村に比べてなぜ恵庭市のごみ料金が高いのか』というところからスタートしています。その時に戸別収集というところが非常に大きな他の市町村との違いであるということで理解いたしましたし、メリットも大きいなということで現在に至っております。一方で、事業系のごみに関して、先ほど『事業者の方でもごみを減らす努力をするべき』というご意見ありましたが、減らすための努力はしていても、なかなか極端に減らすことができないというジレンマも抱えており、ごみ処理に係る経費をなんとか抑えられるとありがたいなというところではあります。今回、パブリックコメントでも、電子申請で15件のご意見が寄せられているというところですが、この件数は多い方でしょうか。

事務局：多いです。

H 委員：ありがとうございます。ということは特に事業系の方々の、『なんとかしてよ』という非常に多くの声が寄せられているということだと思っておりますが、その中で先ほどのそもそも近隣市と比べてどうなのかというところを考えたときに、落とし所というか、何を持ってここぐらいまで下げられるよとか、こういう配慮ができるよ、という目安があるとわかりやすいかなと思っております。幸い、今回パブリックコメントでたくさんのご意見を頂いておりますけれども、公共交通料金の値上げと違って、有無も言わずに決定するものではなく、提言があり、審議会があって、市民の方々が反応して、『じゃあもう少し何とかならないか』というところで議論の余地があるということは非常に素晴らしいことだなと思っております。『なぜこの料金になったのか』と聞かれた際に、『道央圏の近隣市町村と比較した時に突出していない』というところが一つの目安としては、やはり説明しやすい、根拠になりやすいかなと感じております。そのような視点で提言書を見返して今回出席しておりますが、先ほどG委員からありましたように、近場でいうと北広島市の事例というのが非常にわかりやすく、札幌・江別市・千歳・石狩については、『可燃/不燃』等と事業系ごみが区分されていないので、比較がしにくいです。その点北広島は分かれておりますので、比較する目安にしなから、事業者の負担軽減を図ることを検討してもいいのではないかなと個人的には思っています。恵庭市と北広島市で個々に比べていくと、ごみの種類によって異なりますが、恵庭が高かったり、北広島の方が高かったりという状況になっています。先ほどの委員のご意見のとおり、今

回事業系の方々への落とし所としてのポイントは、排出が一番大きいであろう可燃ごみかと思しますので、一番排出する経費の大きなウェイトを占める可燃ごみの手数料をもう少し配慮して、下げる形の設定が審議できれば、事業者の方々にもお話ができる余地が生まれるのではないかと気がしておりますので、何とか北広島市に近い、もしくは負けないぐらいの金額設定で頑張っていたら嬉しいです。

I 委員：私も会社経営をしていて、我々の協会の仲間も皆さんの意見にあったように、従業員の給料も上げなければならない中で、少しでも会社の経費を抑えなければならないということで大変苦労しています。それは我々事業者だけでなく、一般市民の方も同じことだと思います。H委員の意見にもあったように、我々事業者で一番排出するごみは可燃物で、特に紙が一番多いです。少しでもその部分を考えていただくことによって、事業者の方々が納得できるところも出てくるのかなと思っています。ただ、安くなればいいのかというと、ありがたいところではありますが、その分税負担になるというところがありますので、ある程度の手数料の値上げはしょうがないのかなと考えています。

J 委員：他の市町村と比べて高いという部分もあり、軽減がもしできるのであれば良いのではないかとと思いますが、先程『努力しても減らせない部分もある』というお話もあったかと思しますので、ごみ減量化に向けた対策ができたらいいのではないかなと思います。

A 委員：先ほども言いましたが、私どもの団体は主婦の集まりなので、今後食品ロス削減に関してはしっかりと取り組み、少しでも市に貢献できる活動ができればなと思っておりませんが、事業系の意見についてはいただいておりませんでした。パブリックコメントがこんなに多く寄せられたこと自体が、すごい影響があるのだなと感じております。通常ですと、0件だったり1件だったりということも多い中、特に事業系の皆さまからの意見については、それだけ赤裸々なご意見だと思いますし、この意見はまだまだ一部で、意見は出ていなくても同じ思いの事業者の方がどれだけいるのかなと思いますと、やはり検討の余地があるのであれば、歩み寄れる何らかの検討が出来たらいいのかなと思っております。

K 委員：皆様のご意見と同じように、事業者からの大変な意見が寄せられており、やはり可燃物は一番多いということですが、今後は電子化を進めることで紙を削減するような取り組みを行ってほしいと思います。リサイクルセンターでは、事業系の雑紙は受入れしていないのでしょうか。

事務局：受け入れています。

K 委員：私どもは事業者ですが、紙やペットボトルやびん、ダンボールはリサイクルセンターやじゅんかんコンビニへ持っていき、なるべくごみを出さないようにしております。事業者の方々も大変だと思いますが、そのような努力をされて、ごみを削減するようにお願いできれば

と思います。

L 委員：事業系ごみについて主題となっておりますけれども、確かに近隣市町村との手数料の差が開いているということで、私も特に北広島市は目標とするべき地域だと思います。我々が手数料などの料金を調べる際には、やはり近隣の北広島市は種別も恵庭市と似ているので比較します。そこで手数料に大きな差があるということは、非常に問題があると思います。なので、H 委員が言われたようなご意見は実際に答申書の中に反映していただきたいと思います。また、特に今後の負担のところは軽減する方向性でお願いしたいと思います。

B 委員：農家の方たちの負担というのは本当に悩ましいなという風にお話を伺って思いました。食べるものがないと私たちは生きていけませんので、本当に農業というのは『基本の基』であり、私自身もすごく大切な産業だと思っています。また、現在の経済動向の中で経営が大変なこともよく分かっているつもりです。人手不足ということもありますし、手間のかかる作業も多いと思います。ですが、可燃ごみが多いということで、例えば使い捨てのビニールを再利用などとすると、よりごみを減らすことができると思います。また、手数料が上がることによって、ごみの減量について考えていただくチャンスかなと思います。恵庭市では、焼却炉を持っていますので北広島とは状況が違うと思いますが、どうなのでしょう。

事務局：北広島市についても広域で焼却施設を稼働しますので、そちらを加味した料金設定になっております。

B 委員：事業者の方々は辛い面もあると思いますが、『持続可能な』ということを考えると、手数料が上がることは仕方がないのかなと思います。そういったところを踏まえると、今回の市の考え方でいいのかなと思います。

C 委員：まずはパブリックコメントについて触れたいと思いますが、皆さまが言われているように今回 15 件の意見が寄せられたということで、内容としては家庭ごみに関わるものもありますけれども、概ね事業系一般廃棄物に関わるものでありました。しかしながら、個人的には決して 15 件という件数は多くなく、氷山の一角ではないかという風に捉えています。私も会議等々で、様々な事業者の方と話をしております。皆さま同様に、今回の手数料の値上げは事業経営に極めて大きな影響を及ぼすと言われておりますので、そのことも皆さまにしっかりとお伝えをしたいと思っています。また、最近では皆さまも新聞等でご存知かと思いますが、恵庭岳公園線のところで営業していた老舗の飲食店が、残念ながら四半世紀の歴史に幕を下ろし、閉店となってしまいました。とても残念です。何らかの経営支援があればまた状況は変わっていたのかもしれないと思っています。このように、事業者にとって日々排出するごみというものは極めて大きなものです。一つ一つは小さいですが、積み重ねると経営者にとっては極めて大きな負担になることを皆さまにも改めて知っていただきたいと思います。ぜひ、このような多くの市民や事業者の悲鳴とも言えるような様々な声と

いうものをしっかりと受け止めた対応をお願いしたいと思っています。事業系一般廃棄物について、お話ししたいと思います。このことについてはこの間の審議会でも意見を述べさせていただきました。今回の手数料見直しにつきましては、昨年一年間、ごみ処理恵庭モデル検討会の中でも意見反映してきましたけども、今回の諮問はその提言内容を反映したものであると説明いただいております。しかしながら、ごみ処理恵庭モデル検討会の提言書の中身を見ますと、事業者が概ね受容ができて、近隣市手数料との料金水準の均衡が図られるようにすること、としてあります。先ほどからの皆さまのご意見の中にもありましたように、道央地区、特に近隣である千歳市、或いは北広島市と比較して、改めて恵庭市の事業系一般廃棄物の料金水準は高く、それをさらに 30%近く上げるという大幅な改定案、改定率・改定金額についてはやはりなかなか納得・理解できるものではありません。先ほどから言っているように、しっかりと事業者がそのことに対して受容ができ、理解できて、減量化或いは減容化に向けて取り組んでもらおうということが極めて大事ですので、その部分もお話しておきたいと思えます。市内の事業者だけではなく、近隣市にも事業所がある会社はたくさんあり、皆さまも恵庭市の料金が高いことをよく知っています。従って、しっかりとそういった近隣の状況を鑑みて対応をお願いしたいなと思っています。現在千歳川の右岸側のところに、千歳市、北広島市、長沼町、南幌町、栗山町、由仁町で共同で広域処理をする焼却施設が建設されていますが、今年度内には竣工し、来年の春から本格稼働されるということでもあります。北広島市においても、新しい施設で処理することに伴い、ごみ手数料の改定が予定されています。私もホームページで確認しました。北広島市では、施設稼働に伴う手数料の改定がもう既に示されており、その中で事業系一般廃棄物の手数料でありますけれども、当然ながら排出事業者が自らの責任で適正に処理することとなっておりますが、地域事業活動への負担というものを考慮して、北広島市では市と事業者が処理にかかる経費をそれぞれ折半するというようになってございます。そういった考え方のもと令和6年度から改定をされ、段階的に引き上げとなります。また一方、千歳市については来年度から焼却施設が本格稼働となっても、現行の手数料を維持するという認識ですが、令和7年度以降についてはまだ不透明です。こういった近隣市の状況を鑑みながら、ぜひよろしくお願いしたいなと思っております。いずれにしても、繰り返しとなりますが、しっかりと事業者が理解・納得できて、いい方向に進むような料金設定を切にお願いをして終わりたいと思えます。以上です。

会 長： 委員として発言させていただきます。事業系一般廃棄物については、事業者によっては排出量が多いところもありますので、相当な負担になるところもあるかと思えます。ご意見にもありましたように、事業者もごみを排出する際には、しっかりと分別し、また資源についてはリサイクルに持っていくというようなことも必要になるかと思えます。そういった努力によって負担を下げられる、ということを示していく必要もあるかと思えます。

副 会 長： 先ほど、ごみはなるべく出さないようにという市民目線で発言しました。先ほどご意見があったように、この資源回収については市の負担を軽減する意味も含めて、町内会独自で

資源物を収集業者さんに依頼して紙・ダンボール、金属等をお願いして回収を進めている町内会もあります。

会 長： ご意見ありがとうございます。以上、事業系一般廃棄物の手数料について皆さまからご意見いただきましたけれども他には何かございますか。

H 委 員： 先ほどの説明の中で、ごみがあまり減らされていないのではないかというニュアンスで伝わってしまったような気がするので補足させてください。もちろん、ごみを減らす努力はさせていただいております。特に、コロナ禍において教育機関の場合には、従来の登校してプリントを配って学習をするというようなスタイルから、パソコンなどのデバイスを含め、紙から脱却をした事業スタイルというのは非常に確立されてきております。以前は大量のコピー用紙を購入していましたが、現在では激減しており、ごみの分別についても以前はできていなかったところが多かったと思いますが、時間をかけてコツコツと取り組むことによって大分浸透してきているなど感じています。前回の審議会の中でもありましたように、アパートのごみステーションがひどい状態になっているところもあつたりと、課題はあるとは思いますが、恵庭市は焼却施設を独自で持っているということが非常にポイントになるかと思えます。北広島市にしても、千歳市にしても、これからの将来を見たときに千歳市のラピダス進出、北広島市においても大学の誘致、エスコンフィールドを中心としてまだまだ企業が誘致され、様々な形で進出してきています。そうすると当然、ごみは今以上に増えることが予想され、その際に果たして現状の手数料設定で対応できるのかという部分には疑問があります。そういう意味では、ごみが増える前の近隣市の手数料を参考に、妥当性を見出していいただければメリット感はあるかなと思います。また、今回のパブリックコメントを見ても、中には実は恵庭市のホームページなどの媒体で既に告知されていることもあります。例えば、『ごみ袋について 10 枚セットではなく 1 枚毎に買いたいが、なぜそれやってくれないのか』というご意見があつたかと思えます。実際は、すべてのお店ではありませんが、いくつかの店では 1 枚単位で購入できるようになっています。ここが非常にポイントで、やはり情報はなかなか浸透するのに時間がかかるし、恵庭市の広報は作り込まれていると思うのですが、せっかく作り込まれている情報が『なかなか見てもらえない、開いてもらえない、目にはしているけれどもあまり深く読んでもらえていない』ということも一方では課題としてあると思えます。我々の学生の面接の際に、『恵庭はどんなまちか』ということを知ると、『花と緑が特色のまちです』ということをよく言います。その『花と緑のまち』というカラーを築くまでに、地道な努力があつて、少しずつ広がって行って、それが市外でも『恵庭って花のまちだよ』ということが分かってもらえるようになってきたと思います。少し話題が逸れますが、先般、骨髄バンクの助成に関するイベントに参加する機会があり、その中で北海道の自治体で恵庭市が最初に手を挙げて取り組んでいるということを知りました。市単独で焼却施設があるという独自の特色があつて、それに伴ったごみ減量のモデル地区になっていくような取り組みを実施していけるといいのかなと思います。そうすると、当然痛みを伴う部分もあるかと思えますが、そういった高いところを目指して、様々な立場の方々の中



心となって草の根で市民の方に広がっていけば、5年、10年経った時にはまた違った議論になっているのではないかなと期待しております。単に手数料が上がる、下がるということだけではなく、将来的なビジョンに向かって、今様々な立場の人たちが手を組んで動き出しているということを知ってもらえると、非常にやりがいを感じますし、市の未来に賛同してもらえる方が増えてくれると嬉しいなと思っています。

会 長： ありがとうございます。他に何かありますか。

D 委 員： 1点確認ですが、今議論している部分は、諮問書にあるごみ処理手数料の見直しについて、この内容でいいかどうかという認識でよろしいでしょうか。これまでありましたとおり、事業系ごみの手数料について、現状で言うと他の市町村より高いという事で、諮問書で諮られている改定手数料でどうかという部分について確認をしているところなのでしょうか。

会 長： 先日の審議会で、恵庭市から諮問を受けましたので、その諮問に対する審議となっております。審議会で議論してから、答申するということとなりますので、現在は議論を行う場という状況です。

D 委 員： 事業系に関しては、皆さまのご意見では、今のままで高いのではないかというお話があり、このままでいくと諮問案では280円、それを北広島市との均衡を図って240円とするような流れかと思いますが、この後の流れはどうなっていくのでしょうか。

会 長： 次回の審議会で、これまでの議論を踏まえた答申案を示してもらおうこととなります。

D 委 員： 今回はそのための議論ということですね。

会 長： 市から諮問がありましたので、議論のうえ改めて審議会が答申します。その際に賛成意見や反対意見などこれまでの議論も踏まえて答申することとなります。

D 委 員： では、このまま諮問のとおりが決まるということではないということですね。わかりました。

会 長： 委員の皆さまは、諮問に対して自由に意見をすることができます。

D 委 員： わかりました。

会 長： 事務局からはいかがでしょうか。

事 務 局： D委員が仰っていただいたように、本日は答申を行うまでのご意見出しというところで、

この後いただいたご意見を基に答申案を作成し、お示したいと考えております。以上です。

### し尿処理手数料の見直しについて

事務局： 前回の審議会でご質問いただいた、し尿処理手数料の見直しによる影響額について回答させていただきます。一般的に、人間のし尿量は成人で1日平均1.7ℓ程度とされており、年間の排出量は600ℓ程度となります。現行の手数料は5円/ℓですので、年間3,000円のところ、令和7年度から6.5円となることで年間3,900円となり、1人あたり年間900円程度の手数料負担が増加することとなります。月々に換算すると1人あたり75円の負担増となります。し尿処理手数料に関する新たな資料は用意しておりませんので、前回の審議会で提出しました諮問書に基づき、ご議論いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。これについてご意見やご質問ありませんか。

D委員： 今回については、諮問のとおりでいいのではないかと私は思います。仮設トイレの加算料金の廃止と、収集量と収集経費のバランスの適正化を図るということで、その部分については値上がりもやむを得ないと思います。処分費については、引き続き税負担ということではよろしいのではないかと思います。

会長： 他にございませんか。なければ、し尿手数料の見直しについては諮問のとおりとしたいと思います。

(反対意見等なし)

会長： では、本日の議事は以上です。続いてその他に移ります。何か発言のある委員はいらっしゃいますか。

### (5)その他

D委員： 前回お話ししましたが、恵庭市のごみについては戸別収集を行っています。審議される中で、私個人の意見ですが、素晴らしい収集方法であると思っております。その中でも、収集してくれている方々や、業者の方々が一生懸命走って、雨の日も雪の日も収集してくれる姿を見ると本当にありがたいなと思っております。現時点では、これをステーション収集に戻すことは考えられないなと感じるとともに、戸別収集を含めた清掃体制を引き続き継続していただき、恵庭がさらにきれいなまちになればと思います。また、収集員の方々に感謝の意を伝えていきたいと思っております。

会 長：私も前に話しましたが、札幌市はステーション収集です。ステーション収集は管理等で非常に大変です。ただ、経費は安くなります。同様に、恵庭市においてもステーション収集に切り替えると経費が安くなります。ただ、私も自宅の前にステーションを預かっていますが掃除や除雪等非常に大変です。恵庭市が行っている戸別収集はとてもいいことだと思います。

会 長：他に意見がなければ、本日のまとめを行います。まずは恵庭市一般廃棄物処理基本計画の一部修正、ごみ処理手数料の見直しについては様々な意見が出ましたので、次回審議会の際に事務局から答申案にまとめてもらい、示していただければと思うのですがよろしいでしょうか。内容によっては、委員への事前送付もご検討ください。それを踏まえ、次回審議会にて答申案の確認を行います。事務局から何かありますか。

事 務 局：次回の審議会の予定をメールにてご連絡をさせていただいておりますので、恐れ入りますが出欠連絡がまだお済みでない方はご返信をよろしくお願いいたします。

会 長：それでは、本日の審議会は以上です。ありがとうございました。

以上

#### — 審議会の様子 —

